

## 九州大学椎木講堂規則

平成25年度九大規則第43号  
制 定：平成25年10月24日  
最終改正：令和5年3月15日  
(令和4年度九大規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学（以下「本学」という。）に置く椎木講堂の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 椎木講堂は、本学における創立百周年の象徴とし、学術の交流及び社会との連携を図り、本学における教育研究並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 椎木講堂に、管理運営責任者を置く。

2 管理運営責任者は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(施設)

第4条 椎木講堂に、コンサートホール、ギャラリー、ホワイエ、講義室、大会議室、ギャラリー、展示コーナーその他の施設を置く。

(使用の範囲及び許可)

第5条 椎木講堂は、第2条の目的の範囲内で、本学関係者、一般市民等の使用に供するものとする。

2 椎木講堂の施設のうち、コンサートホール、ギャラリー、ホワイエ、講義室及び大会議室（以下「共用施設」という。）は、次に掲げる使用に供するものとし、共用施設の使用に当たっては、管理運営責任者が認めた場合を除き、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

- (1) 本学及び本学の部局が主催若しくは共催する学術、教育又は国際交流に関する行事、会議等
- (2) 本学の職員が関与して開催する学会、会議等で管理運営責任者が適当と認めたもの
- (3) 本学の職員、学生、職員経験者、本学に在学した者、九州大学同窓会連合会に加入している同窓会の会員その他管理運営責任者が適当と認めた者の交流、相互親睦行事等
- (4) 本学と連携・協力する学外関係者が開催する学会、会議等で管理運営責任者が適当と認めたもの
- (5) 一般市民、学外団体等の文化活動のうち管理運営責任者が適当と認めたもの

3 前項の規定により、共用施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 本学の職員経験者
- (3) 本学に在学した者及び九州大学同窓会連合会に加入している同窓会の会員
- (4) 本学と連携・協力する学外関係者
- (5) その他管理運営責任者が適当と認めた者

4 椎木講堂の施設のうち、ギャラリー及び展示コーナーは、次に掲げる使用に供するものとする。

- (1) 本学の歴史を職員、学生、その他一般市民向けに展示・公開するもの
- (2) その他管理運営責任者が適当と認めたもの

(適正使用)

第6条 椎木講堂の使用に当たっては、椎木講堂の目的に沿って適正に使用しなければならない。

(禁止行為)

第7条 椎木講堂を使用する者（以下「使用者」という。）は、椎木講堂及びその敷地内において、

次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図面等を掲示すること。
- (2) 立看板、プラカード等（椎木講堂の行事の表示に係るものを除く。）を立てること。
- (3) 政治活動、宗教活動、公序良俗に反する行為又はそれに類する行為をすること。
- (4) その他椎木講堂の美観を損ね、又は他人に迷惑をおよぼす行為をすること。

2 管理運営責任者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は掲示物等を撤去する等必要な措置を講じるものとする。

（返還）

第8条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は使用許可を取消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第9条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（使用時間等）

第10条 共用施設の使用時間、休業日等については、使用細則で定める。

（使用料）

第11条 共用施設を使用する者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が適当と認める場合には、無償で使用させることができるものとする。

（事務）

第12条 次の表の左欄に掲げる事項に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、同表の右欄に掲げる部又は課においてそれぞれ分担して処理する。

事項	担当課
管理運営に関する事務（展示運営に関する事務を除く。）	財務部資産活用課
展示運営に関する事務	総務部同窓生・基金課

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、椎木講堂の管理運営に関し必要な事項は、使用細則で定める。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第109号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第35号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第58号）

この規則は、平成26年10月30日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第98号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第48号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第100号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第90号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第 3 号）  
この規則は、令和元年 8 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年度九大規則第 66 号）  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大規則第 25 号）  
この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年度九大規則第 27 号）  
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。